

## 山梨県災害復旧アシストエンジニア派遣要綱

### (目 的)

第1条 本制度は、異常な天然現象等により公共土木施設が被災した際、山梨県内の県建設事務所又は市町村からの要請に基づいて「山梨県災害復旧アシストエンジニア」（以下「アシストエンジニア」という）を災害現地に派遣し、県又は市町村が行う災害復旧活動の支援・助言をボランティア活動として行い、もって円滑な災害復旧事業の促進に寄与することを目的とする。

### (定 義)

第2条 この要綱においてアシストエンジニアとは、災害復旧制度を熟知し災害発生時等に、県建設事務所又は市町村の求めに応じて速やかに現地等に参集し、技術的助言等が可能な者として、(公社)山梨県建設技術センター（以下「建設技術センター」という）が登録した者をいう。

### (登 録)

第3条 アシストエンジニアの登録を受けようとする者は、登録申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、建設技術センター理事長あてに登録を申請するものとする。

2 アシストエンジニアの登録期間は2年間とし、再登録届（様式第2号）により、2年ごとに更新することができる。

3 建設技術センター理事長は、前項の登録申請が第4条に適合していると認めたときは、速やかに名簿に登録するとともに、申請者にその旨を通知し、「山梨県災害復旧アシストエンジニア証明書」を交付するものとする。

4 建設技術センター理事長は、アシストエンジニアが死亡又は登録抹消の申し出があったときは、登録を抹消するものとする。

### (資 格)

第4条 山梨県災害復旧アシストエンジニアの登録を申請しようとする者は、次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 山梨県県土整備部又は建設技術センターの職員であった者で、公共土木施設の災害復旧事務の経験を有する者

(2) 災害発生時にボランティアとして、派遣要請先において活動可能な者

(業 務)

第5条 アシストエンジニアは県建設事務所又は市町村の要請に基づいて、次の業務を行う。

- (1) 災害調査に関する支援
- (2) 復旧工法に関する技術的助言
- (3) 災害復旧事業に関する支援、助言

(責 務)

第6条 アシストエンジニアは次に掲げる責務を有する。

- (1) 講習会の受講等、災害復旧に係る技術の研鑽に努めること
- (2) ボランティアとして活動し、いかなる個人または団体の便宜を図らないこと
- (3) 災害現地での活動概況をとりまとめ、速やかに建設技術センター理事長に報告すること

(運営委員会)

第7条 本制度を運営するために、「山梨県災害復旧アシストエンジニア派遣制度運営委員会」（以下「運営委員会」という）を設置する。運営委員会は、建設技術センター理事長が委嘱した者をもって組織する。

- 2 運営委員会には委員長を置き、委員の互選により選出する
- 3 運営委員会は、次に掲げる事務を行う
  - (1) アシストエンジニア派遣に関すること
  - (2) その他本制度の運営に関すること
- 4 運営委員会は、本制度の運用に関する技術的助言を受ける等必要に応じてオブザーバーを置くことができる

(事務局)

第8条 本制度を円滑に運用するために「山梨県災害復旧アシストエンジニア派遣制度事務局」（以下「事務局」という）を建設技術センター内に設置し、同センターの職員をもって組織する。また、事務局は次の事務を行うものとする。

- (1) アシストエンジニアの登録に関する事
- (2) 運営委員会開催に関する事
- (3) アシストエンジニア派遣に関する事
- (4) アシストエンジニアの活動の支援に関する事
- (5) アシストエンジニアの研修等の実施に関する事
- (6) その他本制度を円滑に運用するために必要な事

(派遣費用)

第9条 アシストエンジニア派遣に要する費用(交通費・宿泊費等)は、派遣を要請した県建設事務所又は市町村において負担するものとする。

(保険の加入)

第10条 アシストエンジニアとして登録した者は、ボランティア保険に加入するものとし、これに要する費用は建設技術センターが負担するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この制度の運営に関し必要な事項は、建設技術センター理事長が定める。

(附 則)

この要綱は、平成21年6月1日より適用する。

この要領は、平成24年7月2日より適用する。(団体名称変更)

様式第1号（要綱 第3条関係）

山梨県災害復旧アシストエンジニア登録申請書

平成 年 月 日

（公社）山梨県建設技術センター理事長 殿

申請者 住 所  
フリガナ  
氏 名 印

山梨県災害復旧アシストエンジニア派遣要綱第3条の規定に基づき申請します。

生年月日 昭和 年 月 日 ( ) 才

勤務先

健康状態

血液型

取得済資格

得意分野

連絡先 自宅電話

F A X

携帯電話

携帯電話メールアドレス

P Cメールアドレス

※ 携帯電話及び携帯電話メールアドレスをお持ちの方は、必ずご記入ください。

様式第2号（要綱 第3条関係）

山梨県災害復旧アシストエンジニア再登録届

平成 年 月 日

（公社）山梨県建設技術センター理事長 殿

申請者 住 所  
フリガナ  
氏 名

印

山梨県災害復旧アシストエンジニア派遣要綱第3条の規定に基づき届けます。

勤務先

健康状態

取得済資格

連絡先 自宅電話

F A X

携帯電話

携帯電話メールアドレス

P C メールアドレス

※ 携帯電話及び携帯電話メールアドレスをお持ちの方は、必ずご記入ください。